

## 第3章 計画の基本的考え方



## 1 計画の基本理念

本計画は、男女共同参画社会の実現を目的として、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために策定するものです。よって、宇都宮市男女共同参画推進条例第3条に規定する基本理念を本計画の基本理念とします。

### 基本理念（条例第3条）

#### 1 男女の個人としての尊厳の尊重

男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。

#### 2 性別役割分担を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択

男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できるようにすること。

#### 3 方針の立案及び決定への参画機会の確保

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

#### 4 家庭生活における活動と他の活動との両立

男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすること。

#### 5 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

#### 6 国際社会における動向の留意と協調

男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。

## 2 計画のスローガン

市民・事業者・教育関係者と市が一体となって計画を推進するため、計画の目指す姿を表したスローガンを掲げます。

### 『あなたとわたし 気づき つくろう ときめく未来』

「あなたとわたし」：男女だけでなく市民と行政のパートナーシップを図り、ともに男女共同参画社会をつくれます。

「気づき」：男女共同参画の意識づくりと男女共同参画の視点にたった人権の尊重を図るため、全市民の「気づき」を促します。

「つくろう」：男女が希望に沿って仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくりを進め、あらゆる分野に男女がともに参画する社会をつくれます。

「ときめく未来」：この計画を推進することで、心豊かで活力あるときめくような未来を築きます。

## 3 計画の基本目標

計画の基本理念を具現化し、スローガン達成のために3つの基本目標を掲げます。

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画についての理解を深める基盤づくり

男女共同参画についての理解を深めることは、男女共同参画社会の形成における基盤となるものです。

男女が、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、市民一人ひとりの個性と能力が十分に発揮されるような生き方が尊重されなければなりません。

しかしながら、依然として性別による固定的役割分担意識が存在し、多様な活動の妨げとなっている場合があります。

市民一人ひとりが男女共同参画の正しい認識を深め、行動できるよう、幅広い広報・啓発活動や教育・学習を推進します。

#### 基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

男女がともに社会のあらゆる分野に参画していくためには、仕事・家庭生活・地域活動などにバランスよく参画できる環境づくりが大切です。

特に、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について自らが希望するバランスで展開できる『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）』を図ることは、男女が職場や家庭、地域において責任を果たしながら自らの能力を十分に発揮でき、豊かさを実感できる男女共同参画社会を実現する上で大変重要な取組として注目されています。一人ひとりが望む『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）』をめざし、市民・事業者・行政が一体となり、雇用環境の整備や男女の家庭・地域への参画促進、チャレンジ支援の推進に取り組みます。

#### 基本目標Ⅲ 男女が互いを尊重し大切に作る社会づくり

男女の個人としての尊厳の尊重は、男女共同参画推進の根幹となる基本理念です。しかしながら、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）が社会的問題として顕在化するなど、男女の人権が脅かされる状況があり、男女共同参画社会を目指すうえで克服すべき重要な課題となっています。なかでも、女性に対するさまざまな形の暴力が存在していることから、女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指す取組を進めます。

また、男女が生涯を通じ健康に生きる権利を守るため、ライフステージに応じた健康支援を行います。